

株主の皆様

第2回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 事業報告
「主要な事業内容」
「主要な営業所等」
「使用人の状況」
「主要な借入先の状況」
「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
「株式の状況」
「新株予約権等の状況」
「会計監査人の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「貸借対照表」
「損益計算書」
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」
- 監査報告
「連結計算書類に係る会計監査報告」
「計算書類に係る会計監査報告」
「監査等委員会の監査報告」

第2期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

N I S S Oホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、2023年10月2日に単独株式移転により日総工産株式会社の完全親会社である持株会社として設立され、グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

また、当社グループは、連結子会社7社及び持分法適用関連会社2社で構成されております。創業理念である「人を育て 人を活かす」に則り、ミッションを「働く機会と希望を創出する」とし、企業と人の成長を支援する人材ソリューションサービスで、働く人がやりがいを持ち、成長していける職場を作り上げていくとともに、社会変化や産業構造変化に対応できるサービスの提供を目指し、「高い成長力のある企業グループに変革する」ための取り組みを推進しております。

当社グループが提供するサービスについては、「総合人材サービス」と「介護・福祉サービス」の2つに大きく区分されます。

（総合人材サービス）

製造生産系人材サービス

製造生産系人材サービスは、主に製造派遣、製造請負に区分されます。

製造派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に従い事業を行っており、自動車製造、半導体製造、電子機器製造をはじめとしたメーカーに対し派遣サービスを提供しております。

製造請負は、自動車製造、半導体製造、電子機器製造をはじめとしたメーカーに対しサービスを提供しております。製造請負では、請負会社（グループ各社）が、自ら指揮命令を行い、自社による生産、品質管理や労務管理及び職場運営体制を構築しなければならないことが特徴であり、発注者（メーカー）からの注文に対し、自社管理体制のもとで製造や加工、検査等を行い、完成品（成果）を納品しております。

エンジニア系人材サービス

エンジニア系人材サービスは、製造領域及びＩＴ関連のエンジニア派遣、ＳＥＳに区分されます。

ＳＥＳとは、「System Engineering Service」の略称で、ＩＴ業界における業務委託契約の一つであります。

事務系人材サービス

事務系人材サービスは、一般事務派遣、ＢＰＯ（Business Process Outsourcing）に区分されます。

一般事務派遣は、労働者派遣法に従い事業を行っており、主としてオフィス事務や受付業務などへの派遣サービス提供を行っております。

また、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託するＢＰＯを一部受託しております。

その他の人材サービス

その他の人材サービスは、高齢者社員の人材派遣、障がい者による軽作業請負などに区分されます。

(介護・福祉サービス)

介護・福祉サービスは、施設介護、在宅介護に区分されます。

施設介護は、神奈川県横浜市にて、有料老人ホームを運営し、入居者に対する介護サービスの提供を行っております。

在宅介護は、介護ステーション（神奈川県横浜市、福島県いわき市）、通所介護施設（福島県いわき市）にて介護サービスの提供を行っております。

主要な営業所等（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	神奈川県横浜市港北区
-----	------------

② 子会社等

会社名	本店所在地
日総工産株式会社	神奈川県横浜市港北区
日総ニフティ株式会社	神奈川県横浜市港北区
日総ブレイン株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
日 総 ぴ ゅ あ 株 式 会 社	神奈川県横浜市港北区
株式会社ベクトル伸和	愛知県知立市
株式会社アイズ	東京都中央区
株式会社ニコン日総プライム	神奈川県横浜市港北区

使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の状況

	従業員数（人）
総合人材サービス	2,108 （ 224）
介護・福祉サービス	250 （ 84）
全社（共通）	26 （ － ）
合計	2,384 （ 308）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）は、当社の従業員数を記載しております。

② 当社の状況

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
26（－）	49.8	19.9

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、子会社である日総工産株式会社の出向者を含んでおります。
また、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算しております。

主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	566百万円
株式会社横浜銀行	566百万円
株式会社あおぞら銀行	201百万円
株式会社みずほ銀行	195百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の現況

株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数102,400,000株
- ② 発行済株式の総数34,024,720株（うち自己株式1,030,271株）
- ③ 株主数6,850名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
N S ホールディングス株式会社	13,915,400株	42.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	3,291,300株	9.98%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,679,400株	5.09%
清水 唯 雄	1,019,600株	3.09%
N I S S Oホールディングス従業員持株会	586,700株	1.78%
清水 智 華 子	487,000株	1.48%
株 式 会 社 シ ン シ ア	487,000株	1.48%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	374,000株	1.13%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	319,500株	0.97%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	256,250株	0.78%

- （注） 1. 当社は、自己株式を1,030,271株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（1,030,271株）を控除して計算しております。
3. 2025年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SBIアセットマネジメント株式会社及び他1社が2025年3月31日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏 名 又 は 名 称	保 有 株 券 等 の 数	株 券 等 保 有 割 合
S B I アセットマネジメント株式会社	1,600,000株	4.70%
株式会社 S B I 証券	148,039株	0.44%
合計	1,748,039株	5.14%

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2024年6月26日開催の第1回定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年7月18日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月7日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対し自己株式22,427株の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は2024年7月1日開催の取締役会において、当社グループ会社従業員に対して、福利厚生の拡充策として財産形成の一助とすることに加え、当社グループ会社従業員が、株主の皆さまとの価値共有を進めるとともに経営への参画意識を高めること、更には従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的とし、第三者割当による自己株式の処分を決議しております。

第三者割当による自己株式処分の概要は以下のとおりです。

- (1) 処 分 期 日：2024年12月2日
- (2) 処分した株式の種類及び数：当社普通株式 196,500株
- (3) 処 分 価 額：1株につき 846円
- (4) 処 分 総 額：166,239,000円
- (5) 処 分 先：N I S S Oホールディングス 従業員持株会

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が業務の適正を確保できるよう、その体制の整備について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。
- ②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。
- ③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとする。
- ④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。
- ⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、「文書管理規程」を定め、管理責任を明確にしたうえ、適正に保存・管理する。また、必要に応じ、閲覧できる体制を維持する。
- ②当社は、機密に係る情報について、「情報管理規程」を定め、セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、事業目的に影響を与えるリスク（以下「リスク」という）について、「リスク管理規程」を定めるとともに、リスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、「企業価値向上委員会」（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、会議体規程に則って開催し、その他必要に応じて随時開催するものとする。
- ②委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、具体的なリスクの特定・分析・評価を行い、その対応方針について協議する。また、リスク管理状況を監視し、緊急対応の必要がある場合は、緊急の委員会を開催して必要な対応について協議する。
- ③委員会は、リスクに関する事項を定期的に、または必要に応じて随時、取締役会に上申、報告を行う。
- ④当社グループの各部門長は、担当部門領域におけるリスク管理の責任を負い、リスクに関し報告が必要な緊急事態が発生した場合、及び、複数の部門等に関わるリスクや顕在化のおそれがある重大なリスクが存在する場合は、速やかに委員会へ報告しなければならない。また、担当部門領域において明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に盛り込む等、適切な管理を行わなければならない。

- ⑤当社グループは、事業目的に影響を与えるリスク等が顕在化した場合に、これに迅速、的確に対応するため、あらかじめその対応体制や手順等を規程等に定め、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図る。
- ⑥当社グループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進められる体制の整備に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループは、「取締役会規程」を定め、取締役会の運営や付議事項等を明確にする。
- ②取締役会は、取締役及び使用人の業務遂行の円滑かつ効率的な運営を図るため、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。
- ②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。
- ③当社グループは、「公益通報者保護規程」を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- ④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。
- ⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループの公正な事業活動を推進するため、当社グループ共通の「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定め、当社グループ各社は、取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。
- ②当社は、当社グループの経営強化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
- ③当社の内部監査部門は、当社グループ各社に対し、定期的に、また、必要に応じて監査を実施する。また、内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査を通じて、当社グループの業務の適正の確保に努める。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、直ちに選任を行う。

8. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に、監査等委員の指揮命令の下で職務を執行させるものとする。
 - ②当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定について、監査等委員会と事前に協議しなければならない。
9. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ①当社は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議への出席を監査等委員に要請する。
 - ②当社の代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会と連携を保ち、定期的に情報交換を行う。
 - ③当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から重要な情報の報告を求められた場合、これに応じなければならない。
 - ④当社は、監査等委員会への報告に関し、当該報告者が、その報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査等委員は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議に出席することができる。
 - ②当社は、監査等委員会の求めに応じ、会議議事録等の重要文書を閲覧できる体制を整備する。
 - ③当社は、監査等委員が職務を遂行するために要する費用について監査等委員会に確認の上、予算を策定し、また、監査等委員が職務等を執行するにあたり生ずる費用の前払い又は償還の体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ①健全で誠実な事業活動を行う企業としての根幹となる考え方を示す「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針となる「日総グループ社員行動規範」を定めており、当憲章及び当規範を記したポケットリーフレット「日総みちしるべ」を、当社及び子会社等の役員・従業員に配布して法令遵守や倫理的な行動の周知徹底を図っております。
- ②企業経営の根幹となるべきコンプライアンスを共有し意識を徹底するために「倫理方針」を掲げ、当社及び子会社等の役員及び従業員は、法規倫理遵守、不適切な利益の排除、情報の開示と透明性、知的財産の保護、公正・透明・自由な競争と取引、身元の保護と報復の排除を周知徹底し、コンプライアンス経営をより一層進めております。
- ③「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施しました。
- ④当社及び子会社等では、法令違反等を早期に発見するため、「公益通報者保護規程」を定め、外部窓口として「日総グループ内部通報窓口」を設置し、通報者への不利益な取り扱いを禁止するとともに、通報があった場合の調査、是正措置及び再発防止措置を講じる体制を整え、運用しております。

2. リスク管理体制

- ①「リスク管理規程」に基づき、取締役（監査等委員を含む）、リスク管理部門、及び子会社等の代表者が参加する「リスク管理協議会」を、当事業年度は10回開催しました。また、リスクマップを整備し、事業に影響を与えるリスクの特定・分析・評価を行って、リスクに適切に対応するための体制を整え、運用しております。
- ②「リスク管理規程」に基づき、リスクに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施いたしました。
- ③「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室が当社及び子会社等の内部監査を実施し、内部監査報告書を通じて、各社の社長に報告がなされております。

3. 当社グループ経営管理体制

- ①「取締役会規程」において、当社及び子会社等の経営に関する重要事項については、当社取締役会で決議を行うことを定めており、本規程に基づいた決議が適正に行われております。
- ②毎月1回の定例取締役会において、当社および子会社等の業績、その他経営に関する重要事項の報告、討議を行っており、当社グループの経営強化を図っております。

4. 取締役の職務執行について

社外取締役5名を含む8名で構成された取締役会を当事業年度は定例で12回、臨時で7回開催いたしました。計19回（ほか書面決議1回）の取締役会において、事業の報告及び経営上の重要事項の承認等を行いました。

5. 監査等委員会の職務執行について

- ①監査等委員会は監査等委員4名（うち社外取締役4名）で構成し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整え、運用しております。
- ②監査等委員が取締役会その他の重要会議へ出席し、必要のある時は意見を述べることで、取締役の職務執行の状況を監査しております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。さらに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
- ③当事業年度において、監査等委員会は14回開催いたしました。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と企業価値の向上を経営の重要課題と位置付けており、成長投資のための資金の確保、並びに事業環境の変化に対応できる企業体質の強化とのバランスを考慮しつつ、連結配当性向30%以上を目安に、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

なお、当社は期末配当を原則として考えておりますが、株主への利益還元の充実を図るため、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。中間配当については業績動向等を勘案しながら機動的に行うことを可能とするため、取締役会を決定機関としております。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7 社
 - ・ 連結子会社の名称
 - 日総工産株式会社
 - 日総ニフティ株式会社
 - 日総ブレイン株式会社
 - 日総ぴゅあ株式会社
 - 株式会社ベクトル伸和
 - 株式会社アイズ
 - 株式会社ニコン日総プライム
- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社数 2 社
 - ・ 会社の名称
 - 株式会社ツナググループ・ホールディングス
 - 株式会社LeafNxT
- ② 持分法の適用の範囲の変更
当連結会計年度から株式会社ツナググループ・ホールディングスを持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社ツナググループ・ホールディングスの株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。
- ③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
該当事項はありません。
- ④ 持分法適用手続に関する特記事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類又は直近の四半期決算をもとにした仮決算により作成した計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員への賞与金の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

□ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の退職給付制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する通常の時点）を含む収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。

イ 総合人材サービス

主に、製造派遣・製造請負を行っております。

製造派遣では、自動車、電子デバイス、精密・電気機械をはじめとしたメーカーと当社グループとの間で労働者派遣契約を締結し、当社グループとの間で雇用契約を締結した就業者をメーカーに派遣するサービスを提供しております。また、製造請負では、メーカーと当社グループの間で請負契約を締結し、メーカーからの注文に対し、自社管理体制のもとで製造加工、検査等を行い、完成品（成果）を納品するサービスを提供しております。これらは主に日常的又は反復的なサービスであり、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

製造派遣の取引の対価は、主に労働の対価としての時間請求となっており、製造請負の取引の対価は、主に成果物の対価としての出来高請求となっております。また、取引の対価は月次で請求し、請求後、概ね3か月以内に受領しております。

現在までに当社グループの履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していると考えられるため、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。また、当社グループがサービスを提供する上で発生する賃借料等の顧客に支払われる対価については、収益から減額しております。

□ 介護・福祉サービス

主に、施設介護を行っております。

施設介護では、介護付有料老人ホームを運営し、入居者と当社グループとの間で入居契約を締結したうえで入居者に対する介護サービスの提供を行っております。これらは日常的又は反復的なサービスであり、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

施設介護の取引の対価は、入居までに受領する入居一時金及び入居後に受領する月額利用料であり、主に、サービスが提供されると見込まれる居住期間に占める現在までの経過期間の割合に基づいて、一定期間にわたり収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（7～10年）で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「建設仮勘定」は261百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額
(総合人材サービス)

有形固定資産 5,160百万円

- ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ 算出方法

総合人材サービス事業の用に供している有形固定資産に係る一部の資産グループについて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていること、または、不動産の時価が著しく低下したことにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の判定を行いました。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を上回っていることから減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された予算を基礎としております。

ロ 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、予算における売上高の基礎となる稼働人数及び請求単価であります。稼働人数、請求単価ともに過去の実績値に顧客動向を踏まえた予想を加味して算定しております。翌年度以降の成長率については、零と見積っております。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の稼働人数、請求単価が一定程度減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。

- (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 4,335百万円

- (3) 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

電子記録債権割引高 238百万円

- (4) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 12,400百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 12,400百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 34,024,720株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,030,271株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	671	20.50	2024年3月31日	2024年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	725	22.00	2025年3月31日	2025年6月26日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

必要な資金を主に銀行借入や貸出コミットメントにて調達を行っております。また、一時的な余資の運用については、当社の短期・中期の資金計画にそった必要資金を前提に、銀行における大口定期で運用する方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、関係会社株式及び業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である未払費用は、主に従業員の賃金や社会保険料等であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、受取手形及び売掛金について、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を毎年１回定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券（※2）	1,409百万円	922百万円	△487百万円
資産計	1,409	922	△487
長期借入金（1年内返済予定含む）	1,528	1,504	△24
負債計	1,528	1,504	△24

（※1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）「投資有価証券」は、持分法適用関連会社の上場株式であり、差額は時価評価によるものであります。

なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場の関係会社株式	62百万円
その他の非上場株式	164

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	8,186
受取手形及び売掛金	11,223
合計	19,409

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	490	484	289	264	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 関係会社株式	922百万円	－百万円	－百万円	922百万円
資産計	922	－	－	922
長期借入金（1年内返済予定含む）	－	1,504	－	1,504
負債計	－	1,504	－	1,504

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

自動車	42,360百万円
電子デバイス	15,851
精密・電気機械	25,700
その他	17,647
顧客との契約から生じる収益	101,560
その他の収益	—
外部顧客への売上高	101,560

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債等の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	11,238百万円	11,223百万円
契約負債	212	198

契約負債は、主に、施設介護の入居契約において、入居前に顧客から受領した入居一時金にかかるものであり、サービスが提供されると見込まれる居住期間にわたる収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、80百万円であります。なお、当連結会計年度における契約負債残高の重要な変動はありません。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	75百万円
1年超2年以内	57
2年超3年以内	37
3年超4年以内	19
4年超	7
合計	198

なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、主に、製造派遣の労働者派遣契約や製造請負の請負契約において、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である履行義務及び請求する権利を有している金額で収益を認識している履行義務については、注記の対象に含めておりません。

その結果、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、主に、施設介護の入居契約において、入居前に顧客から受領した入居一時金にかかるものであり、サービスが提供されると見込まれる居住期間にわたって配分しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	509.04円
1株当たり当期純利益	58.92円

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得及び簡易株式交換による子会社化)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、Man to Manホールディングス株式会社(以下「Man to Manホールディングス」といいます。)の発行済株式の一部を取得(以下「本株式取得」といいます。)し、その後、当社を株式交換完全親会社、Man to Manホールディングスを株式交換完全子会社とする簡易株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することを決議いたしました。

また、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Man to Manホールディングス株式会社
事業の内容	有料職業紹介事業、労働者派遣事業、再就職支援事業、生産・物流業務のアウトソーシング事業、コンサルティング事業、グループ全体の経営戦略の策定、グループ事業会社の経営管理、グループ全体の広報等

②企業結合を行う主な理由

Man to Manホールディングス及びその子会社・関連会社により構成されるMan to Manグループは、製造系人材派遣事業を中心に、生産受託・物流受託、製造業向けの生産管理・設備保全システム開発、ベトナムでのシステムオフショア開発、障がい者雇用促進など、さまざまな事業を展開しております。主たる商圏である愛知県、三重県、静岡県西部、岐阜県では、自動車メーカー（サプライヤーを含みます。）、半導体デバイスメーカー等に注力したサービス展開を行っており、中部東海エリアで強い事業基盤を有しております。

一方当社グループは、「人を育て 人を活かす」という創業理念のもと、マテリアリティ（重要課題）を「働きやすい職場づくり」、「社会変化や産業変化への対応」、「ガバナンスの強化」と定義し、「働く機会と希望を創出する」というミッションの実現に向けた取り組みを行っております。

当社グループの主力戦略であるインダストリー戦略では、日本をリードするオートモーティブ（自動車製造・電気自動車（EV）関連製造業界）・セミコンダクター（半導体製造業界）・エレクトロニクス（電子機器製造業界）を中心としたインダストリー毎の人材ニーズに応えることで製造生産系人材サービスとエンジニア系人材サービスの拡大を目指しております。

また、当社グループは、独自の「人材育成モデル」を構築・推進しております。具体的には、全国9か所に展開する自社教育研修施設を用いて、お客様のニーズに沿って開発した独自の教育プログラムにより、付加価値の高い人材の育成に取り組んでいるところであります。

Man to Manグループの主力エリアである中部東海エリアには、自動車を中心とした重要顧客が集積しており、当社グループが注力しているエリアでもあります。今後このエリアでは、ハイブリッド車用のバッテリーのみならず、電気自動車（EV）の普及に向けた各メーカーの動きがさらに活発化すると予想されています。

このようなことから、重要顧客内のシェアを拡大し、当社グループの強みである人材育成のノウハウを活用することで、このエリアにおける圧倒的なプレゼンスを確立することが可能であると判断し、今般、Man to Manホールディングスを完全子会社化することといたしました。

また、Man to Manグループが持つ、既存事業における外国人材の積極的な活用や、受託ソフトウェア・パッケージソフトウェアの開発、障がい者を活用したWebシステム開発の受託事業などのリソースを、当社グループ及び新規事業部門と掛け合わせることで、今後のビジネスチャンスをさらに取り込んでいくことが可能になると考えております。

③企業結合日

本株式取得日	2025年5月30日（予定）
本株式交換日	2025年6月1日（予定）
みなし取得日	2025年6月30日（予定）

④企業結合の法的形式

- 株式取得 現金を対価とする株式取得
株式交換 当社を株式交換完全親会社とし、Man to Manホールディングスを株式交換完全子会社とする簡易株式交換

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得予定の議決権比率

企業結合直前に所有している議決権比率	－％
現金対価により取得する議決権比率	73
株式交換により取得する議決権比率	27
取得後の議決権比率	100

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を主な対価として株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,600百万円
	当社普通株式	599百万円
取得原価		2,200百万円

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

①本株式交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	Man to Man ホールディングス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当の内容	1	1,669
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：909,711株	

Man to Manホールディングスの普通株式1株に対して、当社の普通株式1,669株を割当交付いたします。

②株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びMan to Manホールディングスから独立した第三者算定機関として内村公認会計士事務所を選定し、両社の株式価値及び株式交換比率の算定を依頼いたしました。

内村公認会計士事務所は、当社株式については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法により算定いたしました。具体的には、2025年4月16日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を算定の基礎として算定を行っております。

一方、Man to Manホールディングスの株式については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在しないことから、市場株価法は採用できないものの、将来の事業活動の状況を株式価値の評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。DCF法においては、Man to Manホールディングスの財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで株式価値を算定しております。

内村公認会計士事務所から提出を受けた株式価値及び株式交換比率の算定結果並びにMan to Manホールディングスに対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、Man to Manホールディングスの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断いたしました。

③本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式909,711株を割当交付する予定です。当社が交付する株式については、当社が保有する自己株式909,711株を割当てる予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では確定しておりません。

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、オールジャパンガード株式会社（以下「オールジャパンガード社」といいます。）の発行済全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。

また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月25日付で全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	オールジャパンガード株式会社
事業の内容	各種警備の請負とその保障

②企業結合を行った主な理由

オールジャパンガード社は、主に公共施設の施設警備や交通警備等を行っている55年の業歴を有する企業であり、設立以来、長年に亘って安定した財務基盤を維持しております。また、地域と人への優しさをモットーとしたサービスを提供し続けており、主要顧客から厚い信頼を得ている企業でもあります。

当社グループのミッションである「働く機会と希望を創出する」の一環として幅広い年代が活躍できる機会を提供していくことを目指し、今般、オールジャパンガード社を子会社化することといたしました。

当社グループは、主に製造生産系人材領域を中心としたサービスを提供しており、警備業は新たな領域とはなりますが、人を起点としたサービスを提供していること、従業員へのホスピタリティに重きを置いた社員教育を施していることなど、当社グループ事業との類似点も多いことから、オールジャパンガード社との親和性は高いと考えております。

また、警備業界は人手不足が深刻化しておりますが、当社グループとの連携により必要な人材を迅速に確保することで、持続的な事業運営と拡大が可能と判断いたしました。

③企業結合日

株式取得日	2025年4月25日
みなし取得日	2025年6月30日（予定）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	810百万円
取得原価		810百万円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,911	流 動 負 債	784
現 金 及 び 預 金	4,968	1年内返済予定の長期借入金	490
売 掛 金	277	未 払 金	84
短 期 貸 付 金	4,622	未 払 法 人 税 等	40
そ の 他	43	株 主 優 待 引 当 金	140
固 定 資 産	6,067	そ の 他	28
有 形 固 定 資 産	8	固 定 負 債	1,038
工 具 器 具 備 品	8	長 期 借 入 金	1,038
無 形 固 定 資 産	11	負 債 合 計	1,823
ソ フ ト ウ ェ ア	11	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,047	株 主 資 本	14,155
投 資 有 価 証 券	150	資 本 金	2,016
関 係 会 社 株 式	5,108	資 本 剰 余 金	11,985
長 期 貸 付 金	488	資 本 準 備 金	2,367
繰 延 税 金 資 産	110	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,617
そ の 他	189	利 益 剰 余 金	996
資 産 合 計	15,979	そ の 他 利 益 剰 余 金	996
		繰 越 利 益 剰 余 金	996
		自 己 株 式	△842
		純 資 産 合 計	14,155
		負 債 純 資 産 合 計	15,979

損 益 計 算 書

(2024年4月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 収 入	1,085	
配 当 収 入	1,073	2,158
一 般 管 理 費		1,018
営 業 利 益		1,140
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41	
そ の 他	1	43
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	4	
そ の 他	0	14
経 常 利 益		1,169
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	300	300
税 引 前 当 期 純 利 益		869
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	90	
法 人 税 等 調 整 額	△98	△7
当 期 純 利 益		876

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,016	2,367	9,610	11,978	791	791	△1,031	13,755	13,755
当期変動額									
剰余金の配当				-	△671	△671		△671	△671
当期純利益				-	876	876		876	876
自己株式の取得				-		-	△0	△0	△0
自己株式の処分			7	7		-	188	195	195
当期変動額合計	-	-	7	7	204	204	188	400	400
当期末残高	2,016	2,367	9,617	11,985	996	996	△842	14,155	14,155

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営管理料と関係会社からの受取配当金であります。

当社の顧客（子会社）との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する通常の時点）を含む収益を理解するための基礎となる情報は、以下のとおりであります。

当社は持株会社として子会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。これらは主に日常的又は反復的なサービスであり、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

経営管理の取引の対価は、役務提供のために当社で生じた費用に一定率を上乗せして算定しており、月次で請求し、請求後、概ね1か月以内に受領しております。現在までに当社の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していると考えられるため、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

また、受取配当金は、その効力発生日に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	4百万円
----------------	------

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

① 短期金銭債権	4,899百万円
② 長期金銭債権	488百万円
③ 短期金銭債務	26百万円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	12,400百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	12,400百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	2,450百万円
営業取引以外の取引	53百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,030,271株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		7百万円
関係会社株式評価損		87百万円
組織再編に伴う差異		176百万円
投資有価証券評価損		186百万円
その他		11百万円
繰延税金資産小計		469百万円
評価性引当額		△358百万円
繰延税金資産合計		110百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 出 資 金 (百 万 円)	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関連当事者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	日 総 工 産 株 式 会 社	神 奈 川 県 横 浜 市	100	製造系 人材サ ービス 事業	所有 直接 100.0%	役員の兼務 資金の貸付 経営管理	資金の貸付	2,608	短期貸付 金	4,532
							貸付金の回収	3,576		
							利息の受取 (注1)	37	-	-
							経営管理料 (注2)	1,075	売掛金	274
							出向料の支払	273	未払金	22
子会社	日 総 ニ フ テ ィ 株 式 会 社	神 奈 川 県 横 浜 市	450	介護・ 福祉 事業	所有 直接 100.0%	役員の兼務 資金の貸付 経営管理	資金の貸付	180	短期貸付 金	90
							貸付金の回収	200	長期貸付 金	488
							利息の受取 (注1)	2	流動資産の その他 (未 収収益)	0
							経営管理料 (注2)	9	売掛金	2

(注1) 利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 経営管理料は、業務内容を勘案し当事者間契約により合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金 額 (百 万円)	科目	期末残 高 (百 万円)
役員	清水 竜一	-	-	当社代 表取締 役	(被所有) 直接0.5% 間接27.4%	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分 (注)	11	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	429.04円
1株当たり当期純利益	26.68円

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得及び簡易株式交換による子会社化)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、Man to Manホールディングス株式会社の発行済株式の一部を取得し、その後、当社を株式交換完全親会社、Man to Manホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議いたしました。

また、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細については、連結計算書類「連結注記表11.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、オールジャパンガード株式会社の発行済全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。

また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月25日付で全株式を取得いたしました。

なお、詳細については、連結計算書類「連結注記表11.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

N I S S Oホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 井 上 秀 之
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 田 島 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N I S S Oホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N I S S Oホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年4月17日開催の取締役会において、Man to Manホールディングス株式会社の発行済株式の一部を取得し、その後、会社を株式交換完全親会社、Man to Manホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議した。また、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。
 2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年4月17日開催の取締役会において、オールジャパンガード株式会社の発行済全株式を取得し、子会社化することを決議した。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月25日付で全株式を取得した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

N I S S Oホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 井 上 秀 之
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 田 島 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N I S S Oホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年4月17日開催の取締役会において、Man to Manホールディングス株式会社の発行済株式の一部を取得し、その後、会社を株式交換完全親会社、Man to Manホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議した。また、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。
 2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年4月17日開催の取締役会において、オールジャパンガード株式会社の発行済全株式を取得し、子会社化することを決議した。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月25日付で全株式を取得した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事業

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、2025年4月17日開催の取締役会において、Man to Man ホールディングス株式会社の株式取得及び簡易株式交換による子会社化、ならびに、オールジャパンガード株式会社の株式取得による子会社化に係る事項を決議しております。

2025年5月22日

N I S S Oホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役) 浜 田 幸 輝 ㊞

監 査 等 委 員 (社外取締役) 石 田 章 ㊞

監 査 等 委 員 (社外取締役) 大 野 美 樹 ㊞

監 査 等 委 員 (社外取締役) 坂 野 英 雄 ㊞

(注) 常勤監査等委員浜田幸輝氏、監査等委員石田章氏、大野美樹氏、坂野英雄氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上